

放送大学公認心理師教育推進室規程

平成31年3月13日

放送大学規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号）第5条の4第2項の規定に基づき、放送大学公認心理師教育推進室（以下「推進室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、公認心理師法（平成27年法律第68号）第7条第1号又は第2号に規定する心理学その他の公認心理師になるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもので構成するカリキュラム（以下単に「カリキュラム」という。）の提供等、放送大学における公認心理師の養成のための教育を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 カリキュラムの編成及び改善に関すること。
- 二 カリキュラムの提供に必要な科目の制作及び実施に関すること。
- 三 公認心理師の養成に係る広報活動に関すること。
- 四 カリキュラムを受講する学生の修学相談及び修学支援に関すること。
- 五 その他公認心理師の養成に関すること。

(室長)

第4条 推進室の室長は、学長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、学長の命を受け、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 推進室に副室長を置き、室長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長の職務を補佐する。

(室員)

第6条 推進室に室員を置き、室長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、推進室の業務に従事する。

(公認心理師教育企画運営委員会)

第7条 推進室に、公認心理師の養成及び推進室の管理運営に関する重要事項を審議するため、公認心理師教育企画運営委員会を置く。

2 公認心理師教育企画運営委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。